

2014年5月

シンガポール国際仲裁に関する重要裁判例のご紹介(1)
First media TBK v Astro Nusantara International BV and Ors [2013] SGCA 57

昨今、東南アジアにおける国際仲裁のハブ国として、シンガポールの存在感は日に日に増しており、シンガポールの仲裁実務の動向を把握することは、実務上非常に重要です。そこで、シンガポールの国際仲裁実務に大きな影響を与えると思われる近時の重要裁判例である *PT First media TBK v Astro Nusantara International BV and Ors* [2013] SGCA 57 をご紹介します。

本判決においては、仲裁廷が仲裁権限を有するとの仲裁判断に対して、法定の期間内に不服申立も取消申立も行わなかった当事者が、執行段階において、仲裁権限がないことを執行拒否事由として主張することの可否が問題となりました。

シンガポールの高等法院 (High Court) は、かかる主張を認めないとの判断を下しましたが、上訴法院 (Court of Appeal) はその判断を覆し、執行段階における執行拒否事由の主張を認めました。

本判決により、シンガポールにおいては、仲裁判断の取消を求める積極的救済 (active remedy) と、執行段階において拒否事由を主張する消極的救済 (passive remedy) の選択が認められることが明らかとなり、今後の仲裁戦略に大きな影響を与えるものと思われます。

また、本稿末尾にて日本での議論状況にも触れておりますので、併せてご参照ください。

なお、本文で言及していますシンガポール国際仲裁法 (International Arbitration Act (Cap143A, 2002 Rev Ed)。以下「IAA」といいます。) の日英対訳については、[こちら](#)をご参照ください。

1 事実関係

本件は、マレーシアのメディアグループである Astro グループとインドネシアの財閥である Lippo グループとの間の合弁事業を巡る紛争です。本件における事実

経過は複雑ですが、事案の把握に必要な限りで整理しますと、概略、以下のとおりです。

(1) 当事者

【Astro グループ】

- ・ X1 ないし X5 : X6 に直接あるいは間接的に保有される会社。下記 SSA の当事者です。
- ・ X6 : 英国設立会社。マレーシアにおいて「PayTV」サービスを運営するマレーシア設立の投資持株会社が主要株主。下記 SSA の当事者ではありません。
- ・ X7 及び X8 : X6 に直接あるいは間接的に保有される会社。下記 SSA の当事者ではありません。

【Lippo グループ】

- ・ Y1 : PT Ayunda Prima Mitra (以下「Ayunda」といいます。)
 - ・ Y2 : PT First Media TBK (以下「FM」といいます。)
 - ・ Y3 : PT Direct Vision (以下「JV」といいます。)
- 両グループの合弁会社です。

(2) Joint Venture Agreementの締結

Astro 及び Lippo グループは、インドネシアにおいて、家庭用多チャンネルデジタル衛星放送の配信を目的とした合弁事業を行うことを意図し、2005年3月に Joint Venture Agreement を締結しました。

当該契約及びその更改契約においては、Astro グループからは X1 ないし X4 が JV の株主となり、また X5 が、これらの契約上の義務の履行を保証するものとされました。他方、Lippo グループについては、Ayunda が JV の株主となり、FM がその契約上の義務の履行を保証するものとされました。

(3) SSAの締結

Astro 及び Lippo グループは、2005年3月11日に、株式引受及び株主間契約 (Subscription and Shareholders' Agreement。以下「SSA」といいます。) を締結しました。

【監修者】 [パートナー 弁護士 児玉 実史](#)

【執筆者】 [弁護士 松下 外](#)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大 阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

〔東 京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福 岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル 4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp>

同契約の当事者は、X1 ないし X5 並びに Ayunda、FM 及び JV であり、X6 ないし X8 は当事者ではありません。もっとも、同契約には、X6 ないし X8 が、JV に対して、JV がビジネスを行うために必要なサービス及び設備の提供（以下「本件サービス」といいます。）並びに資金提供を行う旨の条項が含まれていました。

また、SSA には、各当事者がクロージングの前提条件として履行すべき義務が定められており、当該義務は、2006 年 7 月末までⁱⁱに履行されるものとされていました。当該前提条件の中には、Astro グループと JV がサービス契約（Service Agreement。以下「本件サービス契約」といいます。）を締結することが含まれていました。

(4) 合併事業の断念

X6 ないし X8 は、本件サービス契約が締結され、かつ、合併事業が開始するとの期待の下、JV に対して、2005 年 12 月あるいは 2006 年 1 月ころから、本件サービス及び資金提供を開始しました。また、このような状況の下、JV は、2006 年 2 月より営業を開始しました。しかしながら、本件サービス契約は締結されませんでした。

その後、両グループにおいて話し合いを重ねたものの、2007 年 8 月ころには、合併事業のクロージングを行うことができないことが明らかとなりました。そのため、当事者は、関係の終了について模索を開始しましたが、X6 ないし X8 は、なおも JV に対して本件サービス及び資金提供を続けていましたⁱⁱⁱ。

(5) Ayundaによる訴訟提起

このような状況の下、X1 及び X2 は、JV に対して、X6 ないし X8 は本件サービス及び資金提供を継続する義務を負っていないと主張しました。他方、Lippo グループは、X6 ないし X8 が、SSA の締結前に成立した黙示の合意に基づき、本件サービス及び資金提供を継続する義務があると反論しました。

そして、2008 年 8 月に、Astro グループは、これまでに提供した本件サービスの対価及び提供資金の返還を請求するべく、JV に対して請求書を送付しましたが、Lippo グループは、その支払を拒絶しました。

その上で、Lippo グループは、インドネシアにおいて、JV の経営及び資金繰りに関する不法行為を理由に X6 ないし X8 を相手方として、訴訟を提起しました（以下「インドネシア訴訟手続」といいます。）。

(6) AstroグループによるSIACへの仲裁申立

SSA には、シンガポール国際仲裁センター（以下

「SIAC」といいます。）における仲裁を紛争解決手段とする条項が定められていました。

そこで、Astro グループは、インドネシア訴訟手続が当該条項に違反するとして、2008 年 10 月 6 日に仲裁地をシンガポール、仲裁規則を 2007 年 SIAC 規則とする仲裁を SIAC に申し立てました。Astro グループが求めた判断は以下のとおりです。

- i) X6 ないし X8 を仲裁の当事者とする決定
- ii) 当事者を拘束する合併事業が存在しないこと並びに X1 ないし X8 が本件サービス及び資金提供を継続する義務が存在しないことの確認
- iii) インドネシア訴訟手続並びに FM による同手続遂行のための直接的又は間接的な資金提供及び Ayunda による同手続遂行の終局的差止
- iv) インドネシア訴訟手続に関する費用の支払及び将来の費用の支払に対する保障
- v) 本件サービス及び資金提供の賠償金としての約米 2 億 5000 万ドルの支払
- vi) 上記に関する各利息及び申立費用の支払

なお、Astro グループが上記 i) の判断を求めたのは、インドネシア訴訟手続の対象である X6 ないし X8 が SSA の当事者ではなかったためです。Astro グループは、X6 ないし X8 が手続参加に同意していることを理由に 2007 年 SIAC 規則第 24.1.b 項^{iv}に基づき当事者追加申立 (Joinder Application) を行っています。

(7) 仲裁廷の判断

仲裁手続において Lippo グループは、X6 ないし X8 は SSA の当事者ではなく、仲裁廷はこれらの当事者追加を行うことができないと主張しました。

これに対して、仲裁廷は、先決問題に関する仲裁判断において、2007 年 SIAC 規則第 24.1.b 項の解釈として、仲裁廷は X6 及び X8 の同意の下、これらを仲裁手続に参加させる権限を有すると述べ、同権限を行使することを表明しました。

その上で、仲裁廷は、Ayunda に対して、インドネシア訴訟手続を中止し、以後継続しないこと及び JV に関し X6 ないし X8 に対して、いかなる手続もとらないことを、命令しました。

これに対して、FM は、仲裁廷は、X6 ないし X8 と Lippo グループとの間の紛争について仲裁権限を有してないと反論しています。もっとも、結論としては、仲裁廷に関する意見に変わりはない旨の留保を付した上で後述する UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法（以下「モデル法」といいます。）第 16.3 項に基づく不服申立を行わない旨を表明しました。

その後、仲裁廷は、2009年10月3日から2010年8月3日にかけて4つの仲裁判断を下しましたが、その内容は概ね Astro グループの申立を認めるものでした。

(8) 仲裁判断の執行に対する上告

その後、Astro グループは上記各仲裁判断のシンガポールにおける執行の許可決定(leave)を求めて、同国の高等法院に申立を行い、2010年8月5日及び2010年9月3日にこれらが認められました。

これに対して、FM^vは仲裁廷が、X6 ないし X8 を仲裁手続に参加させたことは、2007年 SIAC 規則第 24.1.b 項に違反しており、したがって、仲裁廷はこれらと FM と間の紛争について仲裁権限を有していないとして、執行の許可決定の取消^{vi}を求めて、高等法院に申立を行いました^{vii} (Joinder Objection)。

2 本件の争点

本件では、i)IAA の下では、内国仲裁判断に対してその拒否を主張することができるのか、その場合に主張可能な事由は何か(消極的救済(passive remedy)の存否の問題)、また、ii)仲裁権限に関する中間判断に不服申立を行わずにモデル法第 16.3 項の期間を徒過し、更に終局仲裁判断の取消申立(モデル法第 34 条)期間も徒過した後に、執行段階において初めてこれを争うことが許されるのか(choice of remedy の問題)ということが、主な争点となりました。

(1) 消極的救済(passive remedy)の存否の問題

IAA は、第 3.1 項により、モデル法第 34 条を取り込んでいますので、仲裁判断に対する不服申立手段としての取消申立が同法において認められていることは明らかです。

他方、モデル法第 36 条は、外国仲裁判断の承認及び執行の拒否事由を列挙していますが、IAA 第 3.1 項は、その適用を明示的に排除しています。また、同法は、内国国際仲裁判断に対する執行段階における拒否事由の主張の可否について、明示的な規律を設けていません。そのため、IAA の下では少なくとも仲裁判断の執行を拒否する消極的救済(passive remedy)が認められているか明らかではありません。

そこで、Lippo グループは、IAA 第 19 条に着目しました。同条は、仲裁判断の執行に際しては、高等法院又は当該法院に所属する裁判官の許可決定(leave)を必要としているところ、かかる許可の拒否事由にモデル法第 36.1 項が定める拒否事由が含まれると主張したのです(なお、その主張の前提としては、当事者に仲裁合意がないことが、モデル法第

36.1 項違反を構成するとの理解があります^{viii}。)

そのため、本件においては、そもそもシンガポールの裁判所が、IAA 第 19 条を根拠に仲裁判断の執行を拒否する権限を有するのか、また、かかる権限がある場合、X6 ないし X8 が仲裁合意の当事者ではないことが拒否事由にあたるかということが問題となりました。

(2) 救済方法の選択(choice of remedy)の問題

モデル法第 16.3 項は、仲裁廷に仲裁権限がないことを理由とする裁判所に対する不服申立に、仲裁の中間判断から 30 日の期間制限を設けています。

しかしながら、本件で、FM は、同法第 16 条に基づく不服申立を行わない旨宣言し、当該期間制限内に、裁判所に対して、不服申立を行っていません。

また、モデル法第 34 条は、終局仲裁判断に対しては 3 か月以内に取消の申立ができるとしています。FM はこの申立も行っていない。

そのため、仮に、IAA 第 19 条を根拠に仲裁判断の執行を拒否しようとしても、モデル法第 16.3 項や同法第 34 条の定める期間を途過したことにより、当事者が仲裁判断の執行について不服を述べることができなくなるか否かということが問題とされました。

これは、IAA の下では、仲裁判断に対する不服の申立方法として、それを積極的に争う取消申立(Active Remedy)のみが許容されるのか、それとも、後の仲裁判断の執行段階において、その拒否事由をはじめ主張する消極的な対応(passive remedy)も許容されているか、すなわち、仲裁判断に対する同一の不服申立事由を取消と執行の場面のいずれかを選択して主張する救済方法の選択(choice of remedy)が認められるかという問題に整理されます。

(3) 当事者追加申立の可否の問題

なお、上記の問題点のいずれもクリアして、モデル法第 36.1 項の拒否事由に該当することを理由に IAA 第 19 条に基づき仲裁判断の執行の許可決定が取消しようとした場合には、必然的に、本件事案において、その事由が存在するか否かが問題となります。

本件では、X6 ないし X8 は SSA の当事者ではありませんので、当事者の間に明示の仲裁合意はありません。そこでモデル法第 36.1.a.i 項(仲裁合意の不存に)該当するのではないかの疑義が生じます。

もっとも、当事者間に仲裁合意がないとしても、当事者が選択した 2007 年 SIAC 仲裁規則第 24.1.b 項により、仲裁廷が X6 ないし X8 を手続に参加させたことに照らせば、仮にかかる判断が有効であれば、当事者の合意したルールの帰結であるとして、仲裁

合意の存在を認めることができると考えられます^{ix}。

そのため、本件では、仲裁廷が 2007 年 SIAC 規則第 24.1.b 項に基づいて、仲裁合意の当事者ではない第三者を仲裁手続に参加させることができるのか、という点に更に焦点があてられることになりました。

しかしながら、SIAC は、2013 年に同項を改正しており、現在は、仲裁合意の当事者のみが、同項の対象となることが明示されていますので、2007 年 SIAC 規則の解釈に関する実務上の重要性は、低下したものと思われ^x。

そのため、本稿においては、以上の論点の所在及び本判決が 2007 年 SIAC 規則の解釈として、仲裁廷には、仲裁合意の当事者以外を参加させる権限を有していない旨判示したことの 2 点をご紹介しますに留めます。判決の理由付けに興味をお持ちの方はぜひ原文をご参照ください^{xi}。

3 高等法院の判断

高等法院は、概略以下のとおり述べて、FM の主張を退けました。

(1) 消極的救済 (passive remedy) の存否の問題

内国国際仲裁判断については、IAA 第 19B 条が終局的かつ拘束的 (final and binding) と規定しているところ、かかる判断は、同法第 19B.4 項の規定に従い、モデル法第 34 条又は IAA 第 24 条の事由により取消されることがある。

もっとも、モデル法第 35 条及び第 36 条の適用は、IAA 第 3 条により除外されており、当該規定により国際仲裁判断の執行拒否を求めることはできない^{xii}。

そのため、FM が仲裁判断に対し不服を申し立てる唯一の方法は、モデル法第 34 条又は IAA 第 24 条による取消を求めることのみである。しかし、FM は何ら行動を起こしておらず、モデル法第 34.3 項が定める 3 か月の期間制限は途過している^{xiii}。

(2) 救済方法の選択 (choice of remedy) の問題

当事者が、仲裁廷が仲裁権限を有しないことを理由として、モデル法第 16.3 項に基づく裁判所への決定申立を行わなかった場合には、仲裁廷の判断は終局的なものとなり、以後の争点に関する審理は仲裁廷が仲裁権限を有することを前提に進められる。そのため、当事者は、仲裁権限がないことを理由として、執行段階において、これを拒否できない^{xiv}。

IAA の下では、消極的救済 (passive remedy) は存在せず、モデル法第 16 条が仲裁権限に対して不服を唱える唯一の手段 (exclusive route) である。

(3) 当事者追加申立の可否の問題

以上のとおり、FM は仲裁廷が仲裁権限を有しないことを主張することはできないから、その余の争点について判断を行う必要はない。

4 上訴法院の判断

上訴法院は、概略以下のとおり述べて、高等法院の判断を覆しました。

(1) 消極的救済 (passive remedy) の存否の問題^{xv}

IAA 第 19 条は、1994 年に、シンガポール 1985 年国内仲裁法 (Arbitration Act (Cap 10, 1985 Rev Ed)) 第 20 条を基に制定されたものであるところ、同法第 20 条は、1953 年国内仲裁法 (Arbitration Act 1953 (Act 14 of 1953)。以下「1953AA」といいます。) 第 20 条を踏襲するものである。

そして、1953AA 第 20 条は、1950 年英国仲裁法 (1950 English Arbitration Act。以下「EAA」といいます。) 第 26 条を基にしている。

EAA は、同法第 23 条において仲裁判断の取消申立、すなわち積極的救済 (active remedy) を定め、同法第 26 条において、仲裁判断の執行を拒否する消極的救済 (passive remedy) を定めていたものと解されている。

このような沿革に照らせば、IAA 制定以前には、シンガポールにおいて、消極的救済 (passive remedy) が認められていたといえる。

そうすると、IAA の制定により、当事者が内国国際仲裁の執行に対して不服を唱える権限がなくなったか否かが問題となる。当法院は、以下の理由により、シンガポール議会がモデル法を IAA に取り込む際に同法 19 条に当該権限を維持したものと考える。

まず、i) 同法設立の沿革に照らしても、かかる議論がなされた形跡は見当たらない。

また、ii) IAA の制定時に、国内仲裁法は国内仲裁を規律するものとしてそのまま残されていることから、仮に国際仲裁において消極的救済 (passive remedy) が認められていないとすれば、同一の規定に端を発するにも関わらず、全く異なる 2 つのシステムが併存することとなってしまう。

そして、最も重要な点であるが、後述するように iii) 救済方法の選択 (choice of remedy) は EAA のみならずモデル法においても、基本原則だからである。

(2) 救済方法の選択 (choice of remedy) の問題^{xvi}

このように、IAA 第 19 条の下、仲裁判断の執行の拒否が可能であったとした場合、その内容が EAA の規律する内容から変容したかということが問題となる。

この点、IAA が、モデル法及び外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(以下「ニューヨーク条約」といいます。)をシンガポール法に取り込むものであることに照らせば、当該規定の解釈は、モデル法の趣旨と調和を図ることが必要である。

そして、まず、モデル法の文言を見ると、第7章が「判断に対する不服申立」と題されているのに対して、第8章が「判断の承認及び執行」と題されており、文言上、積極的救済(active remedy)と消極的救済(passive remedy)とが区別されている。

また、同法制定の際のワーキンググループにおいては、モデル法第36.1.a.i項、同36.1.a.v項及び同36.2.b項について、仲裁判断取消の申立がなされなかった場合に、仲裁判断執行に対する拒否事由の主張を制限するか否かが議論されたものの、結論として、モデル法においては、当事者が仲裁判断の取消及び仲裁判断の執行への不服申立の両方の救済手段を持つとされるべきであるとされている。

また、ニューヨーク条約の解釈においても、積極的挑戦(active challenge)が功を奏さない場合であっても、禁反言に反すると裁判所が判断をしない限り、当事者は仲裁判断の執行を争うとされており(*Dallah Estate and Tourism Holding Company v Ministry of Religious Affairs of the Government of Pakistan* [2009] EWCA Civ 755 [90])、モデル法においても異なる解釈を取る必然性がない。

このように、救済方法の選択(choice of remedy)を認めることで、仲裁地への依存を減らし、また、ニューヨーク条約と平仄を合わせることは、モデル法の基本哲学である。そして、かかる思想を最大限に活かすためには、モデル法第36.1項の定める執行判断に対する拒否事由が、IAA第19条の下でも同様に認められると理解することが適当である。

なお、モデル法第36条の適用除外について定めたIAA第3.1項はかかるモデル法の基本原則の適用を排するものと理解することはできない。当該規定は、外国仲裁判断の執行に関して、ニューヨーク条約とIAAが抵触することを避けるために設けられたにすぎないからである。

(IAAが取り込んだ)モデル法第16条は、救済方法の選択(choice of remedies)の例外を定めたものでも、あるいは一回限りの救済(one-shot remedy)について定めたものでもない。

したがって、IAA第19条に基づき、FMは、モデル法第36.1項に該当することを理由として、仲裁判断の執行許可の取消を申し立てることができる。

2007年SIAC規則第24.1.b項の文言及び実質解釈からすれば、仲裁廷は、仲裁合意の当事者ではない第三者を仲裁手続に参加させる権限を有しない。

よって本件において、仲裁廷が、SIAC規則第24.1.b項により、SSAの当事者ではないX6ないしX8を手続に参加させたことは、FMとX6ないしX8との間に、明示の仲裁契約が存在しない以上不相当である。

また、本件の事実関係に照らせば、FMは当事者追加に対する不服申立(Joinder Objection)を行う権利を放棄しておらず、当該申立禁反言にあたる行動も取っていないことから、FMによる当事者追加に対する不服申立(Joinder Objection)は制限されない。

(4) 結論

したがって、FMは本件において、IAA第19条に基づき仲裁判断の執行に不服を唱えることができる。そのため、X6ないしX8に対する仲裁判断の執行許可決定には取消事由がある。

他方において、X1ないしX5は、SSAの当事者であり、FMもその執行について争っていない。そして、複数当事者間の仲裁合意については、仮にその一部の当事者との間の合意が無効とされても、他の当事者との間の合意の存否に影響を与えない。

そのため、本件の仲裁判断のうち、Ayunda及びFMがX1及びX2に対して、連帯して、US\$608,176.54、GBP22,500及びS\$65,000を支払う旨認められた仲裁判断についてのみ、執行をすることができる。

5 本判決の検討

(1) 仲裁戦略に与える影響

本判決により、IAAの下では、当事者が先決問題に関する仲裁判断の不適用を求める際には、以下の救済方法を選択できることが明らかとなりました。

- ・ 仲裁判断の取消を求める積極的救済(IAA第3.1項、モデル法第16条)
- ・ 執行段階において仲裁判断の執行を拒否する消極的救済(IAA第19条、モデル法第36条)

実務上、i)先決問題に関する仲裁廷の中間仲裁判断につき疑義がある事案であっても、仲裁判断取消申立功を奏しないことによる仲裁廷の心証の悪化を避けるため、中間仲裁判断の当否を争わないとの判断を下すことは少なくありません。

また、本判決の理由付けによれば、IAA第19条の下では、モデル法第36.1条によるいかなる理由も執行の拒否事由として主張可能ですので、その適用範囲は、先決問題に留まらないものと解されます。

(3) 当事者追加申立の可否の問題について^{xvii}

一般的に、シンガポールにおいて内国国際仲裁判断に対する取消申立てを行ったものの、これが功を奏さなかった場合には、シンガポールのみならず、他の国においても、当該判断の有効性を執行段階で争うことは困難となります^{xviii}。

そのため、ii)仮に執行対象となりうる財産が、シンガポール以外の国に多く所在する場合には、リスクを取ってシンガポールで仲裁判断の取消申立を行わずに、各国の執行段階において、これを争うとの戦略を採ることは十分な理由があると思われます。

本判決により、上記 i)及び ii)の各判断の合理性がより強固に裏付けられることになったといえます。

逆に、本判決を前提とすれば、自らに有利な仲裁判断を得た場合であって、かつ、モデル法第 16 条あるいはモデル法第 34 条の制限期間が経過した場合でも、シンガポールにおいては、執行段階において、不服申立が認められる可能性があることを念頭において戦略を組み立てることが必要になります。

(2) 当事者の合意によるモデル法の適用排除可能性

IAA 第 15 条は、当事者の合意により、モデル法の適用を排除し、国内仲裁法 (Arbitration Act (Cap. 10, 1985 Ed.)) を適用することを認めています。

もともと、本判決は、その理由中の判断において、国内仲裁法においても、消極的救済 (passive remedy) が認められると判示していますので、同法においても、救済方法の選択 (choice of remedy) が認められる可能性が高いと思われます。

(3) 日本法との比較

IAA 及び日本仲裁法は、いずれも、その立法に際してモデル法を参考にしていますが、立法自体にもある程度の差異があるほか、類似の規定についてでさえ、異なる解釈論が展開されることがあります。

例えば、日本の仲裁法は、モデル法第 34 条 (取消) と第 36 条 (執行拒否) のいずれも取り込んでいるため、消極的救済が存在することには争いはありません。しかし、両者の関係については、取消事由があるときは取消決定がなくとも、当然無効であることを前提として、執行拒否事由の主張はいつでも可能であると^{xix}、本判決と親和的な解釈がある一方で、取消制度を設けた以上、取消申立を行わずに、取消期間が途過した場合には、取消事由を事後の手

続で主張することが信義則により制限されうるとの見解もあり^{xx}、議論の分かれるところです。

そのため、本判決において展開された精緻な議論は、日本法の解釈に際して大いに参考となるものと思われるものの、日本において、同様の問題が生じた場合には、本判決と異なる帰結が導かれうるとは十分に考えられますので、注意が必要です。

ⁱ 本件の事実関係につきましては、高等法院の判決である *Astro Nusantara International BV and Ors v PT Ayunda Prima Mitra and Ors* [2012] SGHC 212 の第 19 ないし 36 項及び本判決の第 2 ないし 15 項をご参照ください。

ⁱⁱ 高等法院判決・第 22 項によれば、SSA の前提条件の履行日は複数回にわたり延期されています。

ⁱⁱⁱ ただし、高等法院判決・第 25 項によれば、Astro グループは、Lippo グループに対して、Astro グループが提案する新たな条件で合意ができない場合本件各サービスを打ち切ると警告をしていました。

^{iv} 2007 年 SIAC 規則及び後述する 2013 年 SIAC 規則は、SIAC ホームページ (<http://www.siac.org.sg>) において入手することができます。2007 年 SIAC 規則第 24.1.b 項の原文は以下のとおりです。

24.1 In addition to the powers specified in these Rules and not in derogation of the mandatory rules of law applicable to the arbitration, the Tribunal shall have the power to:

...

b. upon the application of a party, allow one or more third parties to be joined in the arbitration, provided that such person is a party to the arbitration agreement, with the written consent of such third party, and thereafter make a single final award or separate awards in respect of all parties;

^v Ayunda 及び JV は申立を行っていません。

^{vi} Rule of Court Order 69A 第 6.4 項に基づき、許可決定の送達から 14 日以内に当該決定の取消申立が可能です。

^{vii} 本件においては、インドネシアにおける送達が適法に行われたかも問題となりましたが、紙面の都合上割愛します。

^{viii} 本判決・第 152 項ないし第 158 項

^{ix} Nigel Blackaby et al, *Redfern and Hunter on International Arbitration* (Oxford University Press, 5th Ed, 2009)・第 2.52 項

^x 例えば、Jonathan Hirst et al, *SIAC Rule: An Annotation* (Lexis Nexis, 2014)・56 頁には、2013 年 SIAC 規則第 24.1.b 項は本判決と整合的である旨記載されています。

^{xi} 本判決後に下された *The "Titan Unity"* [2014] SGHCR は、本判決を引用の上、概略、仲裁合意の当事者である場合、あるいは、関係者全員の同意がある場合に、手続外の第三者の手続参加を認めています。

^{xii} 高等法院判決・第 77 項及び第 78 項

^{xiii} 高等法院判決・第 94 項

^{xiv} 高等法院判決・第 151 項

^{xv} 本判決・第 34 項ないし第 47 項

^{xvi} 本判決・第 54 項ないし第 144 項

^{xvii} 本判決・第 145 項ないし第 224 項

^{xviii} 例えば、日本仲裁法第 45 条第 2 項第 7 号は、外国仲裁判断の承認拒絶事由として仲裁地の裁判所による仲裁判断の取消があったことを挙げています。

^{xix} 三木浩一／山本和彦編『新仲裁法の理論と実務』(有斐閣、2006 年) 381 頁〔近藤昌昭発言〕参照

^{xx} 前掲注 xix・376 頁〔山本和彦発言〕参照

当事務所では、世界各国の法律事務所との緊密なネットワークを活かし、国際的な企業間の大規模かつ複雑な紛争解決業務を行っております。特に、国際仲裁の分野においては、ICC 及び JCAA 等の仲裁機関は勿論のこと、SIAC (シンガポール) や HKIAC (香港) 等、東南アジア各国の主要な仲裁機関における仲裁案件も取り扱っています。

本ニューズレターは、これらの業務に携わっている当事務所所属の弁護士が執筆者となり、国際紛争解決に関する新しい情報を発信するものです。皆様の日々の業務に、ぜひご活用ください。